

協同組合とは何か 協同組合の取組み

労働者福祉運動の現状と課題

連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へ

佐藤昇治 ((一社) 山形県労働者福祉協議会 専務理事)

はじめに

皆さんこんにちは。紹介いただきました山形県労福協の佐藤と申します。よろしくお願ひ致します。最初に自己紹介をさせていただきます。私は、山形県酒田市の生まれです。皆さんもご記憶と思いますが、2016年12月に新潟県糸魚川で大火がありました。実は、私が大学3年の時に酒田大火という大きな火災がありました。消防署の方が1人亡くなられ、1,003名の方が負傷、12時間にわたって延焼し、1,774棟、22.5haを焼いた戦後4番目の大火となりました。当時、私は東京におり、年末の帰省の時に初めて酒田に戻りました。雪が降る中、焼け跡を見ると、あたかも戦時中の空襲の跡地のような様子でした。見渡す限り、焼け野原で小高い丘の頂まで黒々と焼けており、気持ち的にも寒々としたということを今でも思い出します。

私は、前職が全労済というところでした。職員で入会し専務理事まで務めさせていただきましたが、全労済の就職試験を受けようと考えた原点の1つがこの酒田大火の焼け野原の眺めでした。よろしくお願ひ致します。

1. 山形県内の労働者自主福祉運動

テーマは「労働者福祉運動の現状と課題」、連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へということでした。山形県労福協は、正式には一般社団法人山形県労働者福祉協議会と申します。

山形県内の労働者自主福祉運動について、その設立と歩みを振り返ってみます。設立につきましては、1953年5月、山形県労働組合福祉対策協議会、労働組合の福祉対策部門が協議をするところから始まりました。その後、1955年に山形県労働福祉事業団体協議会(県福団協)と名称を変更しました。現在に至る山形県労福協の前身は1976年に発足をし、昨年で40周年を迎えています。その間2012年には、一般社団法人山形県労福協に組織を移行しています。

一般社団法人とは、営利を目的としない非営利団体となります。一般社団法人は営利を目的とはしませんが、利益を出さなくて良いということではありません。利益を出し事業を継続拡大していくことが必要です。一般社団法人の非営利とは、出資者に対して利益配分をしない、配当として出さないことを意味しています。ですから一般社団法人は、出資者に利益配分をせず、事業を維持するために利益を出し、次の事業を展開、拡大していくことが必要だということでした。

次に組織構成ですが、1労働団体、6事業団体、11地区労福協で組織が構成されています。労働団体としては連合山形。そして6つの事業団体があります。労働金庫が金融部門を担い。全労済は共済=保険数理をつかった保障事業。生協連は購買事業など。福祉センターは会館事業。教育基金協会は教育資金の利子補給などを行う公益財団。経済社会研究所は労働側のシンクタンク事業を担っています。また、11地区の労働者福祉協議会が県内35自治体、それぞれの区分で設置されています。

組織関係では、中央労福協、は全国組織であり、中央労福協と山形県労福協は、上部組織、下部組織の関係にあたります。一方、山形県労福協と各地区の労福協は、基本的に並列の関係になっています。上部下部の組織関係ではなく、それぞれが並列の位置付けで運動を進めている組織となります。

続いて山形県労福協の2017年度事業計画を抜粋して紹介します。重点活動としては3つあります。1つは、奨学金問題の解決など「貧困」や「格差」のない地域社会に向けた活動。2つは、労働運動、労働者自主福祉運動(協同組合)の提携による活動。3つは、労働者福祉の活動の強化と共助拡大の活動。

具体的な活動としては、(1)勤労者の総合生活支援としては、①「生活なんでも相談」労働相談・金融相談・多重債務相談・法律相談・生活相談・職業紹介を行っています。また、生活困窮者の家計相談。複合的な問題を抱える生活困窮者は、支出と収入のバランスを失っている状況があり、生活再建を行うためには、家計の立て直しが重要です。②「就労支援事業」、③「くらしの講座・セミナー」などを開催しています。

(2)労働者福祉の政策実現と調査研究としては、①山形県への制度政策要請と提言、②県内勤労者に関わる諸課題・諸問題の調査研究をシンクタンクの経済社会研究所と連携し、調査研究・報告を出しています。③全国的な政策制度の改善。給付型奨学金の制度創設がなりましたが、社会運動として必要な取り組みを行っています。

(3)労働者の教育、文化、交流事業。①寄付講座の支援。2012年から始まった山形大学における寄付講座。②勤労者体育祭の実施。県によって始まり70回を数える長い歴史を持つ、全国でも、稀有な勤労者の体育祭です。③ふれ愛チャリティゴルフ大会。チャリティの収益金は、福祉団体等へ寄付しています。④労働教育支援事業。本日皆様に配布の「労働ハンドブック」は、社会生活をはじめのなかで必要な労働に関わる知識を詰め込んだものです。是非、ご活用ください。例えば、アルバイト先で残業代が払われないなど、問題が生じた時にご覧いただき、必要があれば、連合や労福協のなんでも相談などにご相談ください。⑤勤労者の教育・文化事業の開催、ボランティアの推進なども行っています。

(4)自主福祉活動の支援。地区労福協は、県の労福協と並列の関係であり、①地区労福協の活動に対する推進支援、②交流をはかる。

(5)が労働者福祉事業団体（協同組合）などとの連携強化。①共通課題の交流、②個別課題の交流、③利用促進活動。④他団体との提携による勤労者福祉活動の強化。

(6)行政からの委託事業。山形県から一般社団法人として事業を受託しています。①生活あんしんネットやまがた事業。生活なんでも相談のベースになります。2008年から9年目。②総合的就業・生活支援事業。複合的な課題を抱える求職者への支援。2011年から6年目。③山形県生活困窮者家計相談支援業務。2016年から2年目。このような取り組みを行っています。

2. 中央労福協の歴史と理念 敗戦から復興へ 占領統治下の日本

戦後すぐは1945年、1946年と2年続けて大凶作で大変な飢饉となりました。さらに1947年末まで食糧の窮乏が続きました。こういった状況の中、占領軍が民主化政策を打ち出します。それが民主化5大政策です。①女性の権利拡大としての婦人参政権付与、②社会の民主化として労働法の制定、労働組合結成の奨励、③教育の民主化として教育基本法の制定、④政治の民主化として治安維持法の廃止、(思想・言論統制の廃止)。⑤経済の民主化として財閥の解体、独禁法、農地解放。

労働組合法が1945年と新憲法の1946年よりも早く制定をされています。

労働組合が社会の一大勢力に

食糧危機などの状況の中で労働組合の結成奨励もあり、相次いで労働組合が結成されました。飢餓とインフレを背景にして、「食糧よこせ」「仕事よこせ」という情勢から労働運動が先鋭化しました。労働組合は社会の一大勢力となり、大きな労働争議が頻発することになります。1947年には2.1ゼネスト、官公労を中心とした労働者のゼネラルストライキが予定されましたが、最終的にはマッカーサーの命令で中止に至りました。それだけ食糧や仕事、賃金・労働条件の向上に向けた労働者の意識が非常に高い状況がありました。その他、東芝争議、血のメーデーがあり、電産・炭労ストを契機にスト規制法ができます。近江絹糸争議では「人権闘争」。三井・三池闘争は「総資本と総労働の戦い」と言われました。闘いの中、スト規制法など制約も作られました。戦前の労働組合の組織人員は40万人、戦後は660万人、5割の方達が労働組合に所属をするという今では考えられないような組織率になっています。

労働組合と生活協同組合の連携 生活物資の共同調達をはじめ

相次いで労働組合が結成されるなか、労務用物資対策中央協議会（中央物対協）が1949年に結成されました。労働組合と生活協同組合が連携して、当時の労働団体（総同盟、産別会議、全労連）と各産別組織、生協（のちの日本生協連）など36団体が結集をして中央物対協がつくられました。生活必需品あるいは労務物資の確保を目指す整合性のある運動がここから始まりました。その活動の中で、「この協議会を産業別単産及び単産の上部組織（中央労働団体）の枠を超えたものとし、各単産の福祉対策諸活動を連絡調整し合って意思統一をはかると共に互助共済機能の活発化による福祉の増進、社会保障制度の確立、労働者の生活福祉問題解決のための政治的結集をはかる組織とする」という画期的な合意をおこないました。

続いて1年後の1950年には労働組合福祉対策中央協議会に組織改変されます。労働組合活動での生活

福祉活動の比重を集中的に高めようと、その設立総会「趣意書」のなかに「われわれはこの際、全国的労働団体の福利厚生部門の力を統一結集し、強力な連絡調整、指導のための機関として、ここに労働者福祉対策中央協議会を設け……」とあります。物価の安定、社会保障の確立、住宅政策の推進、労働者の生活改善、さらにはレク活動の普及などを目的にしています。そのなかで生協活動の拡大、働くものの銀行、共済制度の設立を運動課題にあげています。さらに 1964 年には現行の中央労福協、労働者福祉中央協議会へ改変されます。中央福対協活動の広がりを受けて、さらに福祉に対する労働者の主体性を明確にするため、中央労福協に改変されます。労働組合と協同事業団体が共同し、統一した組織体としての運動、事業を展開する。生協、労働金庫、労働者共済など協同事業団体が次々に誕生し、全国的な広がり発展することになります。中央物対協の画期的な合意は、歴史に残る日本の労働者福祉運動の原点です。この合意こそ、その後の労働者福祉運動の基本的な道筋を示しています。福祉はひとつということで、労働組合の枠・組織の枠を超えた全労働者の視点に立った福祉の充実、生活向上を目指すという一点での統一、結集の課題がここで合意をされています。“福祉はひとつ”という創業の精神としてご理解ください。

労働者福祉運動の基本理念確立

1974 年には「労働者福祉要求の実現を通じて、労働者・家族の生活向上と安定を図り、真に平和で豊かなくらしを保障する社会をつくる。」と第 26 回総会のなかで基本理念を確立しました。運動の原則としては 5 点、①労働者福祉運動は、“労働運動”の一環、②労働者の自発的・自主的な要求・活動、③社会保障の拡充、企業内福祉、自主福祉活動の総合的な展開、④地域を活動の拠点とし、組織・未組織を問わず結集、(未組織の勤労者、労働者、そういう方も含めて班員に含める。) ⑤協同組合の理念・原則に基づく協同事業の活動、を行っていく。その任務として 5 点、①すべての労働者が共同して闘う政策の立案と実践活動の組織化、②労働組合団体の意思統一のための連絡、調整、③協同事業団体への運動指導と協同事業団体相互の協同の促進、④労働組合団体、協同事業団体相互の連携と協力関係の強化、⑤地域への普及、家族の運動への結集を日常化

労働金庫・労働者共済の誕生

労働金庫 労働者を質屋と高利貸しから解放を 一般の銀行(相互銀行、信用金庫を除く)では、融資の対象者は、企業の役職者、実業家、専門職の方、公務員など、ある程度地位と安定収入がある人に限られていました。労働者は、銀行に預金を持ちながら、一切の融資の途を絶たれているので高利の質屋か闇金融にたより、ますます生活の困窮に拍車がかかりました。また、労働組合では、ストライキや解雇闘争など、争議を行うための闘争資金を積み立てますが、その積み立てた闘争資金が市中金融機関から資本側に回って利用されてしまいました。こういった矛盾した状態を解決するために、「労働者の労働者による労働者のための銀行」の設立をしていこうという思いから労働金庫ができます。1949 年に総同盟第 4 回大会で「自主的な共済事業と労働銀行創設を決議」、1950 年に岡山、兵庫で相次いで勤労者信用組合が設立されます。1953 年には労働金庫法が制定されて、全国的な労働金庫の誕生につながっていきます。

全労済 労働者の手で共済を！

戦後の日本協同組合同盟(会長賀川豊彦)結成を機に保険事業参入を強く主張しますが保険会社などの反対から実現に至りませんでした。その結果、農協法や生協法で「共済事業」とされます。1954 年大阪で火災共済事業が始まります。共済が出来る前は、保険料が高く、一般個人の方が住宅火災保険に加入することはほとんどありませんでした。共済とは、保障の仕組みとしては、保険の数理をつかった保障であり、その点では保険と同様です。ただ、それが助け合いなのか、通常の事業であるのかといった違いがあります。1954 年に大阪で火災共済事業が始まり、それ以降、各道県に労済が広がりました。1955 年に発足した新潟では 5 カ月後に大火災に遭遇します。その時点では、集まっている掛け金も少額でしたが、ここで労働者共済の救いの手を発揮できなければ信用を失ってしまう。労働組合や全国の仲間から借りた金でなんとか払おうじゃないか。「借りた金はいつか返せるが、失った信用は二度と取り戻せない！」と。「共済は信用が第一」の信念のもと、全国の労働組合の協力で掛け金収入を上回る給付を実現しました。連帯と協同の力が、事業の危機を乗り越え、労働者共済事業の社会的評価をかち取る歴史に残る一步をしりました。

労働金庫・全労済 生みの親は労働組合と労福協

全労済 1964年の新潟地震では、新潟県福対協と労済連は総額で火災共済金の額に相当する給付をおこない、保険と共済の違いを明確に示し、今日の礎を築きました。労働金庫 小口的生活資金に始まり、教育ローンや自動車ローン、金融機関で初めて住宅ローンを発売するなど、労働者の生活に密着した金融を展開しています。最近では、運動として多重債務問題に注力をし、金融機関の業界誌であるニッキン賞を受賞しています。歴史的に、労金、全労済と労働組合との関係は、単なる業者との関係ではなく、共に運動をする主体なのです。

労福協の役割機能 運動スタイル “福祉はひとつ” 社会運動のかすがい役に

2006年12月に貸金業法の改正がありました。これは①総量規制、年収の3分の1までの貸付額に制限、②上限金利も29.2%あったものが、借入金額に応じて15%から20%に引き下げ、③貸金業者に対する規制を厳しく.と なっています。2008年6月に割賦販売法改正。当時は訪問販売などの悪質商法がまかり通る時代でしたが、①加盟店の勧誘行為調査義務、②過剰与信防止義務などクレジット規制の強化、により悪質商法の根絶を目指した改正が行われています。直近では、2017年3月に給付型奨学金制度。2017年度を試行期間に、2018年度から住民税非課税世帯の1学年2万人を対象に月額2万~4万円の支給。が創設されました。中央労福協がかすがい役になり全国で304万筆の署名を集約して制度創設にむすびつけました。労働組合や福祉事業団体だけの協力は、足し算、和にしかありませんが、消費者団体、市民団体、NPOといった異質な団体との協働は、掛け算、積になる。中央労福協創業の精神（福祉はひとつ）そのものです。労働運動・消費者運動・市民運動のかすがい役、つなぎ役として、中央労福協がその役割・機能を果たし、法の改正につながっています。社会の不条理に立ち向かう社会運動の積み重ねが、共感の得られる「安心・共生の福祉社会」にむすびつきます。

3. 労働運動をめぐる時代認識 今どんな時代に生きているのか

世界史的な時代の転換点をむかえています。2012年は、国際「協同組合」年（IYC）といえます。国連が定めた国際年ですが、当時世界中に広がる貧困克服にむけて、協同組合の枠組みが非常に有効だと国連のなかで確認され、各国政府に対して協同組合の税制上の後押しなど、法律的な後押しを奨励しています。それ以前には2011年国際「森林」年、そして2013年は国際「水」協力年があります。この2つについては、環境循環型の社会を重要視する世界的な趨勢で定められました。昨今では、「SDGs」持続可能な開発目標がよく取り挙げられます。ご周知の持続可能な開発のための2030アジェンダと言われ、2015年9月の国連サミットで採択されました。2016年から2030年までそれぞれ開発のための持続可能な目標設定をおこなっています。是非、皆さんもお調べください。

新自由主義の横行と品格無き拝金主義

貧困は、自己責任。給与等は、成果主義。自己責任・成果主義を強調した新自由主義政策が幅を利かせてきました。金を儲けて何が悪いという、品格無き拝金主義なども蔓延しました。この新自由主義、規制緩和は人々の暮らしを便利にする、あるいはより豊かにするという面もありましたが、一方、問題点としては、格差の拡大につながり持つ者と持たざる者の差が大きくなったことです。小泉・竹中平蔵の規制緩和で、派遣労働が自由化されましたが、その影響でリーマンショック時には、大量の派遣切り等があり、飯も食べない、住む所も無いというような方々を対象に年末派遣村が開設されるなど記憶に残るところです。正規労働者と非正規労働者の間の格差が固定化し拡大してくる、そういった中で、貧困・格差社会が急速に広がりました。社会保障制度についても大きく揺らいで、暮らしと労働の破壊が始まってきました。また、家族の絆やコミュニティが崩壊、職場の連帯・支え合いも劣化しました。1916年（大正5年）には、河上肇さんの「貧乏物語」、2008年には、湯浅誠さんの「反貧困—すべり台社会からの脱出」、が発表されています。百年近い時空を超えて、いまの日本は大正時代と同じ貧困・格差社会になっています。

給与水準、労働条件の大幅な低下

2016年と1994年の給与水準を比較した表です。このなかで唯一増加しているのが、年収200万円以下のワーキングプアと言われる方々です。1994年には、給与所得者全体の17.7%でしたが、2016年には、5.6ポイント増加し23.3%を占めています。その他の給与ランクは、すべて減少しています。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護の状況をグラフにしたものです。生活保護受給者数は約 214 万人と平成 27 年 3 月をピークに減少に転じた、一方、生活保護世帯数は約 164 万世帯と高齢者世帯の増加により増加が続いています。

権利意識の低下と労働条件低下は比例する

権利意識が低下すると、比例して労働条件も低下をしていきます。これはNHKの文化研究所が行っている意識調査 1973 年から 2013 年までの 40 年間の資料です。①労働組合をつくる団結権が憲法で国民の権利として保障されるのを知っているかについて、39.3%から 21.7%まで 17.6 ポイント落ち込んでいます。②労働条件について、強い不満が起きた場合どうするのか。労働組合を作ると答えた方が、31.5%から 16.5%に 15 ポイント減少。③労働組合の組織率も、33.1%から 18%へ 15.1 ポイントの大幅な減少となっています。

市場経済の暴走と崩壊 暴走をとどめる装置とその劣化

この表（経済社会の枠組み）を見ると、上段が市場経済の領域、中段には自給経済の領域、連帯経済の領域（生協、労金、全労済など協同組合やNPO、社会的企業）、中央政府・自治体などの公共経済の領域。また、一番下にストック経済の領域（GDPにあらわせないが人間社会に欠かせない部分＝ソーシャルキャピタル）などが全体としてはあります。このなか、市場経済の領域が膨張し、連帯経済の領域や自給経済の領域が削られて、公共経済の領域も、縮小をしてきました。これは、1つは職場の劣化、①仕事・熟練を通した人間の信用⇒軽視、②成果主義と能力主義による経営者の倫理観⇒喪失、③法的規制（労働者保護規制）⇒緩和、④労働組合の抵抗力（組織率）⇒低下などがあります。2つが地域社会の劣化、⑤自給経済（自分で物を作り、修理する）⇒縮小、⑥連帯社会（温かいお金）⇒劣勢、お互い様のお付き合いということがありますが、一方では、お互い様というのは煩わしいところがあり敬遠されるようなところも出てきています。区分なしとして、⑦中央政府・自治体＝公共経済⇒市場に丸投げ。3つは絆の崩壊、⑧ストック経済（地域社会や家庭）⇒崩壊、拠り所の欠如により貧困（貧乏＋孤立）⇒分断社会化が進んできました。暮らしと労働、家族、コミュニティが崩壊し、装置の劣化を生み、暴走につながってきました。

新しい時代の扉の前 市場万能主義からの時代の転換

3つのエピソードを簡単に紹介します。①1994年2月に舞浜会議と言われる「雇用か株主か」という、経営者サイドのなかで大激論が行われています。翌年 1995 年 5 月に日経連が「新時代の日本の経営」という報告を出しました。その中の雇用の柔軟化、流動化について、派遣社員などを増やす低コスト経営の口実としてつまみ食いされてしまいました。②2005年9月の小泉郵政選挙は、郵政民営化を争点に解散総選挙になり、小泉劇場と言われる劇場型の選挙が行われ、過半数を制した結果、郵政民営化など規制緩和に弾みをつけることとなりました。③一方、2007年5月、さらに緩和をしようとホワイトカラーエグゼンプションと解雇の金銭解決などを提案しましたが、これについては、残業代0、過労死促進の批判など労働界の相当の抵抗もあり、先送りされている状況です。こういった新しい時代の扉の前で必要な時代認識としては、他力本願ではすべり台社会になってしまう。お任せ“民主主義”ではダメだということです。労働組合なり協同組合として、自分達が社会改革の主体にならなければいけないということです。

マネーゲーム化した資本主義への飽き

日本社会の底流の変化がそろそろ生まれつつあるのではないのでしょうか。お金の獲得を第一義とする競争至上主義から、日本社会が「落ち着いた社会」を渴望し始めているのではないかと。新自由主義経済から連帯経済社会へ協同組合の価値の見直しなども、2012年の国際協同組合年をはじめ、労働金庫が国際的にも協同組織の金融機関として高い評価を受けています。

“扉を開けた先”にある新しい時代

安心して暮らせる社会にするためには、市場や国家だけではなく連帯・協同セクターとの協働的なネットワークで問題を解決する仕組みが必要です。つきつめると中央労福協の理念「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に行きつきます。少子高齢・人口減少社会のいま、地方でこそ、そのような仕組みをつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

4. 当面する労働運動の課題 最低賃金 1,000 円の実現と組織化

すべての労働者のための運動へ

連合は、すべての人に働く場を保障し、公正な賃金と均等待遇、セーフティネットが組み込まれた「働く

ことを軸とした安心社会」の実現をめざしています。

組織率の低下は労働運動の社会的影響力を低下させている

非正規労働者は、雇用労働者の約4割に相当します。年収200万円以下のワーキングプアは、1,132万人を超える状況です。100人未満の中・小零細企業の労働組合の組織率はわずか0.9%に留まります。

労働者福祉のウイングの拡大、塀の外へと運動と福祉を広げる

労働運動とNPO、市民団体との連携により、労働者福祉運動の幅を広げる。労働者自主福祉事業の幅広い展開として、社会福祉事業の実施なども考えられます。

最低賃金1,000円／労働条件は低位に平準化する

現在、山形の最低賃金は739円、宮城は772円、東京は958円、地方と都市部の格差が生じています。正社員／組合員の賃金の引き上げは、①定期昇給+②ベースアップで構成されていますが、パート／非組合員の賃金は、おおむね最低賃金に依拠した時給となっています。最低賃金は、パートや正社員の賃金水準に影響し、労働条件を低位に平準化させるため、最低賃金1,000円への引き上げに取り組む必要があります。全国どこも最低賃金1,000円への引き上げは、連合としても大きな課題です。

塀の外へ運動と福祉を広げる 社会的労働運動へ

労働運動が2形態紹介されています。ビジネスユニオニズムは、アメリカ型のエージェントと言われるプロパーによる、組合費を支払う組合員だけにサービスを提供する組合運動をさします。ビジネスとしてやっている労働組合運動です。一方、ソーシャルユニオニズムは、組合員以外の労働者や市民にも信頼され、役立つ組合運動をめざしています。社会的労働運動と訳されますが、そういった取り組みの1つが、連合をはじめ4団体による働く人の「拠り所」の創設、なんでも相談できるライフサポートセンターなどとして各県で運営されています。山形では「生活なんでも相談」と銘うちフリーダイヤルで電話相談を受けています。労働運動と労福協運動が役割分担をしながら新たな運動の展開をはかっています。

連合運動と労福協運動との関連性

労働運動は、雇用、労働条件、税、社会保障の取り組みをしてきました。一方、労福協運動は、福祉事業団体の育成強化、その他の生活上の課題、多重債務問題から消費者問題、高齢者課題、生活保護と運動の幅を広げてきました。さらに労働運動、労福協運動と市民団体、NPO等とのネットワークづくりをめざしていきます。

5. 労働者自主福祉運動の新たな展開 あらためて考える、ろうきん・全労済

あらためて考える!! “忘れつつある歴史”

ろうきん、全労済と銀行や保険会社とは、どんな違いがあるのかを見ていきます。ろうきんや全労済は、協同組合組織の1つです。そして、労働組合、労福協、労働金庫、全労済と協同組合の関係性には、①誕生(母体)の場面では、中央労福協は、労働運動と生協によって作られました。また、労働金庫は、岡山は労働運動と生協、兵庫は労組が中心になって作られました。全労済は、労働運動と労福協が合体しながら母体となって取り組まれてきました。②最良のビジネスパートナーのはずが! ただ、現在はろうきんと生協の事業と運動の関連性が希薄になっています。本来であれば最良のビジネスパートナーとなっておかしくないわけですが、職域生協の衰退や、縦割り行政の指導のもと労働組合を中心に事業展開をしてきたため、生協をビジネスパートナーに見るという視点が持てなかったことなどが原因だろうと思います。③最高の運動サポーターのはずが! 同根であった労働組合と生協の関係が疎遠になった要因は何か。高度経済成長が進むにつれて、労働組合は、労働者の権利を主張し、組合員の賃金・労働条件の向上に、そして生協は組合員の拡大、事業の拡大などをそれぞれ優先してきました。さらに、生協は、班活動なり共同購入をする方々は女性がメインであり、男性が主導してきた労働組合とは接点がなかなか重ならなかったことがあります。そして、生協の消費者運動と環境運動が、従来は労働組合の主要なテーマではありませんでした。あらためて労福協運動として包括的な活動が必要になってくると思います。

協同組合と株式会社、その違い!

続いて協同組合と株式会社のその違いについてご説明します。株式会社は、資本を出す株主が資本金を出します。そこで何らかの商品の製造、サービスの提供をし、一般消費者がそれを購入します。一方で、協同

組合は、出資するのは組合員の方です。そして、利用するのも組合員の方。一般の方ではなく組合員の方が利用します。配当の原理 仮に、1,000 万円の資本金で株式会社、協同組合それぞれが利益 100 万円を生み出したとします。どのように配当するのか、まず株式会社は出資額に応じて配当します。1,000 万円のうち Aさんが 600 万円、Bさん 400 万円ですから、その出資割合に応じて 100 万円を 60 万円、40 万円と配当されます。一方で協同組合では、1 人 1,000 円の出資金を 1 万人の組合員で出したと想定されています。協同組合では、利用分量に応じて配当（還元）します。この利益 100 万円は、1 万人が対象になりますが、利用されている分量に応じて還元額が変わるということです。

非営利とは？（営利を目的としないの意味）

実は、農業協同組合法と消費生活協同組合法で「営利を目的としない」という英語の文章が違っています。同じように訳されていますが、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」というものが、農協法 8 条、生協法 9 条にそれぞれありますが、英文の意味が違っています。これを今日的に定義すれば、「剰余金の処分は、利用高に応じた配分を第一義とし、出資金の配当はしない、若しくは劣後（後回し）にする」ということです。

“業者・お客様の関係から共に運動する主体に”

協同の思想の優位性の確立

「商品の優位性（値段とかサービス）」は、競争しなければ選んでいただけません。一方で「販売（普及手法）」は一般の株式会社とは違います。一般の消費者を対象にするのと、出資金をお支払いいただいた組合員の方を対象にするという違いがあります。事業を支える主体者として組合員の皆さんからも関わっていただくということです。協同組織の神髄は連帯・支え合い・助け合い。困った時はお互いさまというのは、実は、「誰かが困っている時に、手助けする人が相手に気を遣わせないために使う」気遣いの言葉です。凶々しく、「私、困っているの、困った時はお互いさまでしょ、あなた助けてよね」という意味で使わないよう是非気をつけてください。非営利、暮らし、信頼、協同組合経済の特徴なり優位性 実は、労金で集まったお金、あるいは全労済で掛けていただいた掛け金などは、こういった協同組合経済の中で有効活用されています。例えば、労金で預金をしますと、教育ローン、住宅ローン、マイカーローン、こういったところに活用され、また組合員の皆様に還元されて回ってくる、血の通った温かいお金の循環の仕組みがあります。自主福祉運動の推進ということは、共に運動する主体として利用することです。そしていま、労働組合の議案書に労金運動、労済運動を記載していただいています。主体として共に推進しましょうということです。また、労働組合、事業団体も設立時の初心に立ち返り、福祉はひとつ、1 人ひとりの労働者が自ら日常の活動に参加をしていこう、自主福祉運動ということで運動の積み重ねをしていこうということです。

協同事業の社会的価値と力量を高める

血の通ったお金の拡大。お金を借りる時に融資審査がおこなわれます。過度に優良性を強調すると、貸し渋りということも発生します。どちらかと言うと、苦しい家計の方に対してほど貸し渋りが発生しやすい。労働金庫では、多重債務問題の取り組みを行ってきていますが、市中の金融機関ではそのような取り組みは行われていないのが実態です。グッドマネー（意思を持ったお金）が社会を変えるといわれ、S R I（社会的責任投資）が注目されています。投資基準として、これまでの企業の成長性とか、財務の健全性などに加えて、環境、人権、社会問題などへの経営の取り組みを投資基準として考慮する投資の考え方です。

多重債務は自己責任ではないとは、借金はあくまでも自己責任ですが、バブル崩壊とかサブプライムローン、リーマンショックなどの影響で給与や賞与が大幅に削減された、あるいは、転職とか、解雇が増えている。そのため、生活資金が足りず多重債務となる労働者などが増えたという状況がありました。一個人の責任というよりも、金融機関や不動産会社の販売の問題（高金利商品等の販売）や政府の対応（貸金業法）にも問題があったという意味で、多重債務は自己責任ではないという書き方をしています。

ろうきんの住宅ローンはピークアウト、少子高齢化、非正規労働者が増加をした影響で、労働者の所得が減少した結果、住宅購入を控える労働者が増え、住宅ローン利用者が減少傾向になっています。全労済の住まいと暮らしの防災・保障点検運動から見たものとは、2011 年 6 月から 2 年間で、27 万件の住宅・家財に関わる保障の用意についてアンケートを取りました。その結果、家具は金具で固定するなど防災意識の向上につながることができ、また、生活の再建に向けて、必要な保障の準備ができているのか自己点検をす

めることができました。

先人の教えに学ぶ 二宮尊徳の報徳思想 「経済なき道徳は戯言であるが、道徳なき経済は犯罪である。」と拝金主義を戒めています。賀川豊彦 協同組合中心思想7カ条 ①利益共楽…生み出した利益はみんなで分かち合う。②人格経済…強欲に走らない。③資本共同…元手はみんなで持ち寄る。④非搾取…誰も掠め取らない。⑤権力分散…1人1票原則、現場の近いところで決めていく。⑥超政党…政府や、政党におもねることのない自立の精神。⑦教育中心…これらを繰り返し伝え学び勉強する。理念・道徳と本音・本性、人間のこころはいつもその間を揺れ動く！とあります。

労働運動・労働者福祉運動の課題、最も共助を必要としている人々の参加

連合の2013年新春アピールに「社会運動の核となり、格差、貧困など社会の不条理に敢然と立ち向かっていく覚悟です。そのためには、労働金庫、全労済、労福協等と培ってきた共助の輪に、非正規労働者、長期失業者など最も共助を必要としている人々が参加できるよう、具体的な取り組みを進めなければなりません。」メンバーシップであった共益から、広く開かれた公益にシフトをしていくというアピールでした。協同組合は、もともと「共益」組織ですが、「公益」に最も親和性のある組織です。また、労働組合は、社会的労働運動をすすめる使命を持つということです。

労働組合から公益を発揮する具体的な提案

“新しい公共”公共と言うと行政を思い浮かべますが、行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民団体、NPO、企業など）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任を持って活動することで、[支え合いと活気ある社会]をつくるという考え方です。ますます高齢化が進み、人口も減少する地域における活動として、今まさに必要とされています。

TPP、イコールフットイングへの対抗軸に

①ICA（国際協同組合）の地域コミュニティへの貢献の原則、協同組合は、地域社会との連携を図る必要がある。②協同組合の特性、社会的役割（公益）を訴求し、金融・保険の競争条件（公的介入、税制優遇）のイコールフットイング化に対抗しながら地域の公益に資する取り組みが必要です。

民主制の担保と事業の両立を！

労働運動、労働者福祉運動の課題 民主的理念（運動）と事業遂行性（事業）を両立させることは、大変難しい協同組合の永遠の課題ですが、民主制こそ協同組合の特性として自覚する必要があります。運動と事業は車の両輪 片輪がはずれては、労金運動、労済運動に展望はありません。労働運動、事業組織それぞれの役割分担の自覚と相互牽制を発揮する必要があると考えます。

6. あらためて「連帯」と「自由」の意味を考える

今の日本社会は、生活困窮プラス孤立の貧困社会が広がりつつあります。そこそこ食べられる連帯社会にするために、労働組合・協同組合が役割を発揮する必要があります。労働運動が目指す連帯社会は、いい時も悪い時も支え合う。お互いの違いを認め合い、他人との煩わしい関係も受け入れながら、みんなが少しずつ折り合いを付けながら生きて行く社会をめざしています。以上で終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。